［事案 2024-146］既払込保険料返還請求

・令和７年４月３日　裁定終了

＜事案の概要＞

保険契約が失効消滅していることを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

昭和 55 年８月に契約し、平成５年 10 月に内容変更したがん保険について、以下等の理由により、令和２年５月以降の既払込保険料を返してほしい。

(1)本契約は家族保険であり、自分と配偶者が被保険者として加入していた。配偶者が令和２年４月に死亡したので、保険会社のコールセンターへ配偶者が亡くなったことを通知した。そのため、家族保険は失効消滅している。

(2)保険会社から個人保険への加入を勧誘されたが、加入していないにもかかわらず、保険会社は、令和３年１月から令和６年６月までの 42 か月分の保険料を、無断で預金口座から引き落としている。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)本契約の約款には、従たる被保険者（本件では申立人配偶者）が戸籍から除かれた場合について、申立人配偶者が従たる被保険者の資格を喪失する旨は定めているが、契約が終了するとは定められていない。

(2)本契約の約款には、「保険契約者は、会社の承諾を得て、家族契約と個人契約の相互の変更を行うことができます」と定めている。申立人は、令和２年 12 月、当社に対し、本契約を家族契約から個人契約へ変更する旨の変更請求書を提出している。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、変更請求書作成時の事情等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。